

統計調査業務における民間事業者の活用等に関する研究会
第2回研究会 議事要旨

I. 日時

平成19年10月5日(金) 15時00分～16時30分

II. 場所

経済産業省 本館2階 西8会議室

III. 出席者

【委員】

- ◎清水 雅彦 慶應義塾大学経済学部教授
小峰 隆夫 法政大学大学院政策科学研究科教授
齊藤 正昭 千葉県総合企画部統計課長
島崎 哲彦 東洋大学社会学部メディアコミュニケーション学科教授
鈴木 稲博 (社)日本マーケティング・リサーチ協会専務理事、(株)日本リサーチセンター社長
鈴木 督久 (株)日経リサーチ取締役
樫 広計 筑波大学大学院ビジネス科学研究所教授
柳井 道夫 (財)日本世論調査協会会長
(◎=座長)

【専門委員】

三石 貴哉 西東京市総務部総務法規課課長補佐

【オブザーバー(経済産業省)】

仲田 雄作 調査統計部長
佐伯 俊則 総合調整室長
今井 洋夫 統計企画室長
久武 昌人 経済解析室長
新井 勝美 鉱工業動態統計室統括統計官
荒井 隆秀 産業統計室長
山根 一久 サービス統計室長
岡本 幸男 企業統計室長
中野 貴比呂 総合調整室総括係長

【事務局(インテージ)】

木原 剛 (株)インテージ
西 哲生 (株)インテージ

IV. 議事

1. 地方公共団体経由の統計調査業務について

V. 議事概要

【議事 1. 地方公共団体の統計調査業務について】

(事務局より地方ヒアリングの結果について資料5に基づき説明)

(齊藤委員より説明)

- まず、地方の統計に関する体制はどうなっているのかについて、現状を説明させていただく。都道府県では統計に関する独立した組織がある。各府省から委託費の交付を受け、各省庁の指定統計調査に関する事務を受託している。さらに、大規模調査は市町村に委託している。また、統計年鑑など県独自の調査も実施している。調査員の確保、任命、研修、大臣表彰なども行っている。一方、市町村の場合、政令指定都市などを除いて、統計調査組織が存在するのは稀であり、多くの市町村では総務・企画関係の組織の中で存在するか、あるいは専任職員が不在の場合もある。そのような中で、国勢調査などの大規模調査の実査、審査を担当するほか、調査員の確保・研修・表彰の推薦を行っている。
- 都道府県レベルでは、国の統計調査の事務の占める割合が圧倒的に高く、国の受託機能的性格が強いという事情がある。また、行政改革により職員数は減少傾向にある。また、統計の持つ地味な性格が人事異動上に反映されていて、経験年数の短い職員が多くなっている。一方で調査環境が悪化し、苦情対応、市町村指導など業務は増加している。
- 市町村レベルでは、統計業務量のほとんどを国の統計調査が占めている状況。年によって業務量が大きく変動するので、職員の維持・確保に苦労している状況である。また、近年は市町村合併が行われているので、職員が極端に減少している。経験年数が浅い職員が増えた結果、統計調査員の指導が満足にできない場合もある。調査環境も厳しくなっていることから苦情対応などの業務が増大していると考えられる。
- 以上のような状況の下、指定統計調査の業務に取り組んでいるが、経済産業省の統計調査では、都道府県から市町村経由で調査を行っている商業統計と工業統計について、都道府県レベルでは準備段階での調査用品の配布、調査についての広報、審査段階でのデータ集計など民間事業者を活用できる部分は民間事業者を活用している。
- 残るは審査に関する部分については、本県においては民間の派遣職員を活用して対応している。地方における統計調査業務で一番時間をとられているのが審査の部分である。都道府県においても、市町村においても、スケジュール上審査に非常に時間をかけているが、このことが現在の指定統計調査の精度、質を担保していると考えている。
- 今、検討されている民間開放について、地方から見た場合、行政改革の視点で捉えられてしまう部分があり、事務の効率化による人員削減、経費削減という観点から見られることになる。事務の効率化の観点から見た場合、調査員調査の部分のみならず、審査の部分を一かに民間に任せられるかが課題となる。
- その一方で、統計調査の精度・質をどうするのか、審査の部分が統計の精度・質を担保しているので、この部分を民間開放することで、調査結果とどう折り合いをつけていくのが課題である。それ以外のことについては、ヒアリング結果に現れているとおりである。

(三石専門委員から説明)

- 全体を総括した意見ではなく、一自治体職員の立場で、調査現場の実態を説明させていただきたい。
- (市の体制) 西東京市は人口およそ 20 万人で、統計担当課としての職員は 3 名体制であるが、他の事務も担っていることから、交付金により臨時職員を配置して、実施体制をとっているのが現状である。交付時期が調査実施時期の間近であると実施計画、人員計画が立てられないため、交付額決定通知は最低 2 ヶ月前にはいただきたいと考えている。
- (民間活用について) はじめに「調査員調査の民間活用」については、安易に民間活用の対象とすることには賛同しかねる。「調査員調査」は調査の要であり、現行方法は実績から見て、将来的にも回収率や制度の点ですぐれた調査方法だからである。手順として、次のような問題点を解決した上でなければ、民間活用への議論には移れない。

- まず、調査員が本来業務（訪問調査）を全うできるよう業務内容を見直すことである。つまり調査員業務の軽減である。厳しくなる調査環境と細かい書類業務の両側面が調査員を苦しめているのが実情である。ならば、厳しい調査環境に調査員が立ち向かえるよう（訪問調査に専念できるよう）せめて名簿の作成などの書類作成を軽減することが求められているのではない。
- 調査員からも、「訪問調査に専念するためには、抜本的に調査事務を軽減してもらいたい」、「この部分をこうしてくれたら・・・」などの声がある。調査環境が厳しく変化する経過を、最先端で体験してきた方々からの、問題の捉え方や解決するための意見には、大いに耳を傾けるべきである。
- 一方、調査客体からの質問・苦情の多い「調査票」については、調査員側からは「書きづらい質問項目が拒否につながり、調査員調査を困難にしている」という報告を受けている。調査票を全て選択式回答にするなど簡易化し、分かりやすくしていくことが求められている。この簡易化は被調査者のニーズ対応であるとともに、調査員調査の現状を外から解決するものである。
- 「調査員調査」については、実績ある現行方法のスタンスを変えず、こうした問題点を解決して「今の実情」に合わせた「定型」を作ることが先決である。これをせずして民間活用をすれば調査は必ず混乱する。絶対避けていただきたいことは、ある地域は民間調査員が調査を実施し、ある地域は市町村の統計調査員が調査を実施する、というような事態である。
- 調査員調査以外の実務では、民間活用できるところは民間活用していけばいい。ただし、民間を活用する場合には、市民から見た場合に各自治体の間で調査方法に差が生じる可能性が想定される事務については、被調査者の平等が損なわれないように適切な措置を講じるべきである。
- 具体的な方策としては、「民間活用しても支障のない事務」、「民間活用には不適切な事務」、「課題を解決すれば民間活用ができる事務」に区分し、区分に応じた対応方針を決め、自治体間ではらついた民間活用にならないように統括して頂きたい。
- 民間により調査員確保をする場合、全国一斉調査は「どの地域も一定レベルの調査が等しく行われること」が国民の信頼を作っていることから、地域ごとに差が生じるような市場競争原理は適合しないと考える。
- 今後は、民間活用が可能な事務について、統一した仕様の研究と検証が必要になると考える。

（主な意見、やり取り等）

- まず、確認だが統計調査員の身分はどうなっているか。
- 国勢調査では非常勤の国家公務員、それ以外の調査では非常勤の地方公共団体の公務員になる。民間事業者に委託した場合、民間の調査員は公務員の扱いにはならない。
- 統計調査員の補充が困難になっているのは、調査員の身分との関係はないのか。
- 調査員の身分は影響していないと感じている。統計調査員の補充の困難度は、調査の規模により異なる。
- 公務員と非公務員では、当てはまる法令遵守の枠が異なっているが、統計法ではどっちであっても求める法令順守は同じであり、その部分で問題が出てくるのではないかと懸念している。
- 統計調査員に関して、様々な改善の余地があることが理解できたが、調査員を支えているインセンティブは何か。職務的な使命感か、経済的なインセンティブか。現場で見ている方から教えていただきたい。
- 自治体職員とのコミュニケーションが調査員のやる気を左右していると感じている。一方で、報酬に関する苦情はあまり聞いたことがない。主な層は、30代から40代にかけての子育てを終えた主婦であり、社会復帰などの動機からはじまり、その後、調査員の醍醐味を知り、本気で活躍していただいている。現場で見ると、調査員の方々は、真に調査結果をよくしようと奮闘している。
- 統計調査員の方からと直接話をする機会があり、色々と話を伺っているが、経済的なインセンティブはあまりないと感じる。一方で、統計が大事であると御理解していただいている。毎月訪問を行う動態統計では、毎月訪問するうちにお茶を出してもらおうなど調査客体と繋がりが出てくる。そうすると、事業者の方も数字を出してくれるようになるかと聞いている。苦労しても調査客体の

方に最後は理解してもらって数字をもらえるということに、やり甲斐を感じているという話を聞いたことがある。

- 統計調査という公共財の作成に、社会的貢献につながるという意識で主婦が参加してくれるのなら良いが、実態については明らかになっていない部分もあり、今後検討を行っていく必要がある。
- 統計調査員の高齢化が目立つと良く言われているが、どうして高齢化しているのか。新しい人が入ってこないから高齢化しているのか。仕事としての魅力が若い人と高齢者で違うのか、その当たりが良く分からない。やりがいの話についてはいい話しではあるが、都市化が進む中ボランティア精神に頼って、統計調査員を確保するやり方で継続していけるか大きな疑問である。
- その点は民間事業者の活用の検討の際に重要な論点となる。ボランティアであれば民間事業者は受託するはずが無い。民間が受託しようとするインセンティブがどこにあるのか、把握する必要がある。
- 統計調査員の方は、統計調査員の経験しかないのか。民間調査の経験もお持ちの方が多いのか。
- 総務省によると、調査員は、全国的に平均年齢男性 63.5 歳、女性 54.4 歳、男女比はおおよそ男性 30%、女性 70%である。高齢化というよりも、時系列で年齢層にあまり変化はなくずっとその年齢の方が調査員をやっている。男性は企業などを退職し社会と繋がっていたいと感じる人や、市町村職員の 0B、女性は子育てが終わって時間が空いた方が多い。最初は自治会などを通じて国勢調査で協力していただくというケースが多い。総務省の確保対策事業や県の独自予算で、研修や現地視察をやっていただいで確保できるだけの調査員を確保している。調査員の職業的分布のようなものは分析していないが、他の職業に従事している人は少ないのではないかと思う。報酬はあまりインセンティブになっていないと思われる。
- 調査員数が少ない調査では、現在仕事をしておらず調査に専念できる方をお願いしている。逆に人数を要する調査では、仕事をしている方にもお願いすることになるが、いずれにしても、調査員事務説明会や電話でのアドバイスなどで、できるだけ指導が行き届くようにしている。
- 同一期間に掛け持ちしている必要はないが、統計調査員の経験を持っている方が、民間事業者の経験を持っている場合、あるいは逆の場合などダブリはどの程度か。
- 今の御指摘は重要で、調査員が連続的に調査をして報酬を受けそれで生計を立てている人は稀である。調査員で無い期間は、何をしているのか。民間の調査をしているのか。それ以外のことをしているのか。実態の把握は難しいが是非調べて欲しい。統計調査と民間調査でどの程度経験や知識の応用が利くのかということは重要な問題である。
- 統計調査員から民間の調査員になると、統計の仕事がなくなるから困るという問題があると認識している。実際には市場調査会社の調査員にも統計調査員の経験がある方もいるし、民間調査はやりたくないの政府の統計調査だけやっているといる方もいることも経験的に知っている。都道府県の職員にしても、民間事業者の活用により業務の効率化が行われるならば歓迎する部分もあるのではないか。工業統計の場合、15 億円の総予算のうち、地方公共団体の予算は 14 億円となっている。民間事業者の活用を行う際には、統計だけをやっている職員の人件費を削らないといけないのか、それとも他にいろいろとやることがあり忙しい中で民間に出せるものなら出したいものなのか、そのあたりも重要な論点ではないか。
- 地方自治体の統計職員人件費については総務省から別一括して出されている。工業統計の 14 億円とは時間外人件費のような手当てなどの経費である。
- 地方自治体の統計職員人件費のメカニズムについて、事務局から報告してほしい。
- 会社の実態を細かく見ているわけではないが、国の統計調査員と民間調査員では、あまりオーバーラップしていないと感じる。官庁の場合、統計調査員を集める際にさほど切実感が無く、募集すると集まるという話だったので、統計調査業務そのものよりも、調査員の民間開放を行っていただきたいと感じている。民間の調査会社では調査員確保に苦労している。調査員が介在し調査をするということは先進国では唯一日本だけが残っているのではないかと思っている。国や民間の区別なく、質の高い調査員を共同で確保できるようできないか、ということが民間として非常に切実な問題である。
- 重要な問題であり、世界的には統計調査員制度に全面的におんぶしているのはそれほど多くない。日本でも、調査員制度を維持するのが困難になる可能性がある。郵送調査が調査員調査に匹敵す

るほどの制度を確保するためには、記入率と回収率が同時に達成されなくてはならないという大きな課題がある。しかし、その方向に行っても、調査員の有用性と役割がゼロになるわけでもない。今度、統計調査において調査員制度をどのように活用していくべきなのか、民間事業者の活用の際に考えていかなければならない問題だと感じている。

- 調査員調査と市町村が行っている丁寧な審査によって、工業統計では 95%を超える回収率を維持している。民間調査や郵送調査にした時、国が回収率をどこまで容認できるのかということが課題である。審査の過程についてもどこまでコストをかけるかによって結果が変わってくる。民間事業者の活用と精度の許容範囲は一緒に考えていかなければならない課題である。
- 統計の精度は重要な問題で、原則は 100%となる。結果的にはそれ以下のところで統計が作成されているのかもしれないが、各省と地方自治体の間で忌憚ない意見交換をしていく必要があるのではないかと感じている。一定のレンジに収まればいいのか、違うのか検討していく必要がある。
- 先ほどの千葉県の説明で、審査業務について苦労されていて、県の現場では派遣職員が審査を担当しているとのことだが、派遣職員の確保、派遣職員に求めるスキル、教育などの現状について教えて欲しい。高度な審査スキルを持った派遣職員の分母を増やすことができれば、より民間事業者の活用を円滑に進めていくこともできるという発想もあり、お知恵を頂きたい。
- 千葉県では、商業統計の対象事業所が、約 55,000 あり、調査票もそれだけあることになる。調査書類が市町村から提出された段階でチェックを行うが、従来は職員で対応していた。多くの都道府県で、非常勤・アルバイト対応で手馴れた人が来ているのではないかと考えている。千葉県では、アルバイトの場合連続 2 ヶ月しか雇えないことになっているため、一般競争入札で民間事業者を決定して派遣職員により対応している。派遣関係法令を遵守した上で、契約書に個人情報の取り扱いを規定し、現場監督も付けて対応している。その他の国の調査でも調査票のチェックにアルバイトを雇って対応しているものもある。商業統計と同様のイメージで考えて欲しい。
- 各委員からも質問が出たので、事務局には、どういう観点に立って議論すべきか要点を整理していただきたい。
- 2 点意見がある。1 つは、資料を作る際、できるだけデータを入れた形で作って欲しい。定性データが多く、希望、意見、事実認識なのか区別されていると議論が深まると考える。もう一つは、業務分担図ではなくワークフロー図を示して欲しい。ワークアナライシスの原型になるようなもの示していただくと議論がしやすい。
- 市町村では調査員の確保が「さほど困難なものでもない」との印象を持たれたかもしれないが、自治体によって確保の実情や捉え方には差があると御認識頂きたい。

(以上)